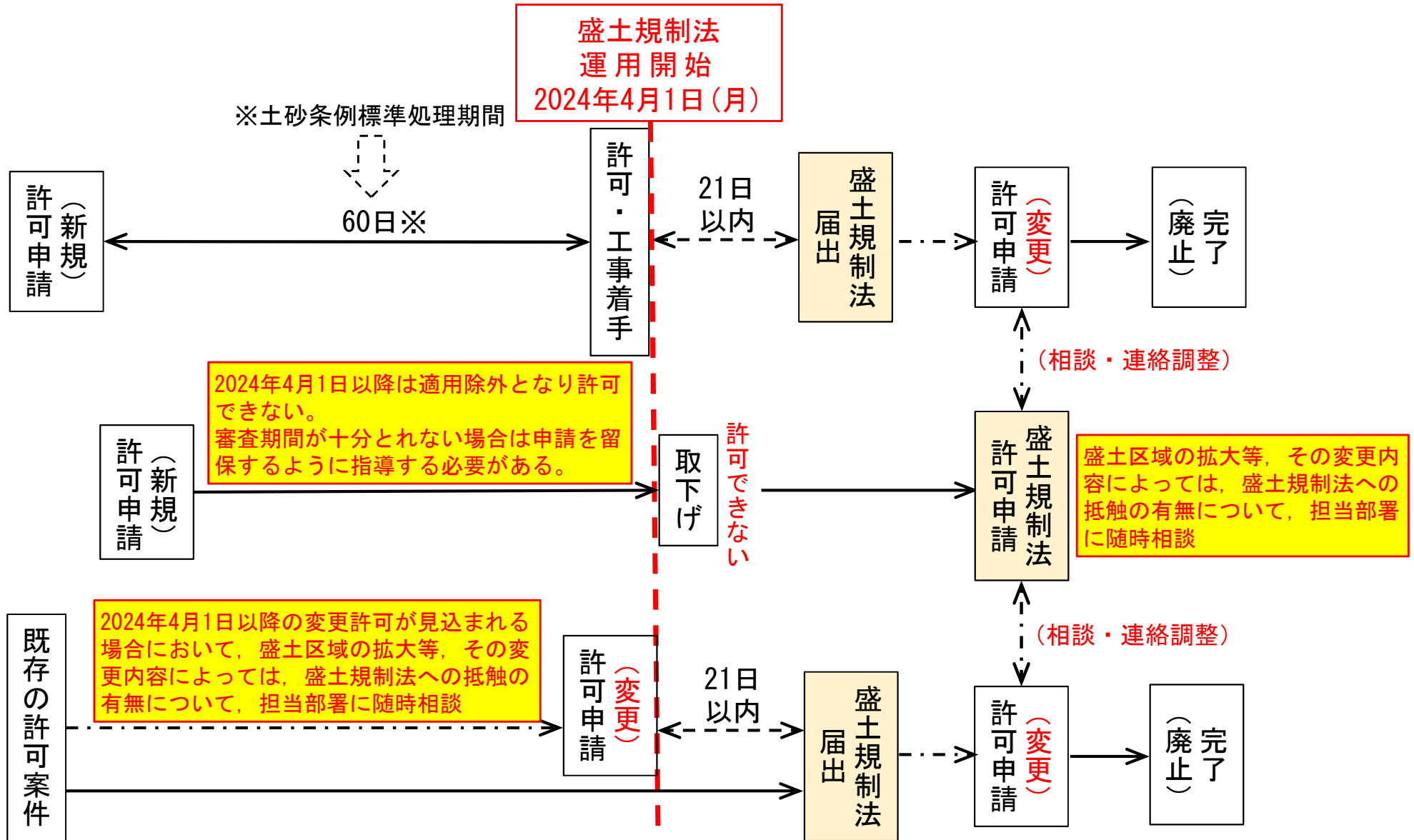


# ◎今後の土砂条例と盛土規制法との関係（運用とスケジュールの目安）について



土砂条例の新規の許可申請は、盛土規制法の運用が予定される**2024年3月31日**までに許可を受け工事に着手していることが必要となります。**2024年4月1日**以降は土砂条例の適用除外となり許可できません。  
 また既存の案件も含めて、**2024年4月1日**から21日以内に盛土規制法の届出が必要です。  
 それ以降の変更については、内容により盛土規制法の許可申請が必要になる場合もあります。